

## 天理市上下水道事業経営審議会の公開について

### 1. 会議の公開

天理市上下水道事業経営審議会の会議は、公開するものとします。

ただし、会議中での審議内容により公開することが適当でない場合と会長が判断した場合は、非公開とし、途中退出していただくこともあります。

### 2. 会議内容等

#### (1) 会議の名称

令和6年度第1回 天理市上下水道事業経営審議会（第21回）

#### (2) 開催日時

令和6年10月22日（火） 14：00から

#### (3) 開催場所

天理市上下水道局 2階会議室

#### (4) 議題

- ・ 県域水道一体化について
- ・ 令和5年度上下水道事業の財政状況について
- ・ 下水道事業経営戦略の改定について
- ・ 令和7年度以降の経営審議会について

### 3. 傍聴

#### (1) 傍聴対象者

- ① 市内在住の方
- ② 市内在勤又は在学の方

#### (2) 傍聴人数

5名以内（先着順）

#### (3) 傍聴手続

会議の傍聴は事前受付制とします。会議の傍聴を希望される方は、

令和6年10月15日（火）までに、お電話にてご連絡ください。

電話番号：0743-63-1001（内線807）

受付時間：8時30分から17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

傍聴の事前申し込みをされた方は、審議会の開会予定時刻の15分前までに、天理市上下水道局2階会議室へお越しく下さい。

#### 4. 注意事項

##### (1) 傍聴することができない者

- ①銃器その他危険物を所持している者
- ②酒気を帯びていると認められる者
- ③張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- ④笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器を所持している者
- ⑤その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

##### (2) 傍聴する場合の遵守事項

- ①会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- ②会議場において発言しないこと。
- ③飲食又は喫煙等をしないこと。
- ④会議場においての撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- ⑤携帯電話等の無線機は、電源を切り使用しないこと。
- ⑥その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

※上記事項を守っていただけない場合は、途中退席をしていただくことがあります。

#### お問い合わせ先

〒632-8558 天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務経営課 経営管理室

TEL 0743-63-1001 (内線807)